

鳥取大学演劇サークル規約

第1条 本サークルは、鳥取大学演劇サークル劇団「あしあと」と称する。

第2条 本サークルは団員相互の親睦を深め、サークル活動の発展を目的とする。

第3条 本サークルは、次の会員で組織する。

- ※ 鳥取大学学部生
- ※ 鳥取大学大学院生

第4条 本サークルは、次の目的達成のための活動を行う。

- ※ 風紋祭での舞台発表
- ※ 新入生歓迎会での舞台発表
- ※ 学外施設での舞台発表

第5条 本サークルは、次の役員をおき、任期を1年とする。

- ※部長 1名 会員より3年生が就任する。
- ※副部長 1名 会員より2年生が就任する。
- ※会計 1名 会員より2年生が就任する。

但し、該当学年会員がない場合は非該当学年会員の就任を認める。

第6条 本サークルの会務を執行するため、役員で幹部会を構成し、必要に応じて会員を招集しサークル会を行う。

第7条 本サークルの経費は、会計（月額500円）及び助成金をもってこれにあてる。